



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *24 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 2
- *25 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 20

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

ア 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長することとしました。(附則第11項関係)

イ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和8年3月31日まで延長することとしました。(附則第12項の2関係)

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長することとしました。(附則第13項の2及び附則第13項の3関係)

(2) 事業税

清算中の通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合、当該通算子法人の申告納付の期間について、当該通算子法人の当該事業年度終了の日から2月以内とすることとしました。(第41条関係)

(3) 自動車税

ア 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスについて、環境性能割を非課税とする措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(附則第15項関係)

イ 一定の排出ガス保安基準等を満たす軽油自動車で、一定の期間内に取得された軽油自動車について、環境性能割を非課税とする措置の適用期限を令和5年12月31日まで延長することとしました。(附則第15項の2の3関係)

ウ 一定のバリアフリー性能を有する路線バス等で初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が一定の期間までに行われたときに限り、通常の取得価額から一定の額を控除する環境性能割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和7年3月31日まで延長することとしました。(附則第15項の7～附則第15項の9関係)

エ 側方衝突警報装置を装備した一定のトラックで初回新規登録を受けるものについて、当該トラックの取得が一定の期間までに行われたときに限り、通常の取得価額から一定の額を控除する環境性能割の課税標準の特例措置について、適用期限を令和6年4月30日まで延長するとともに、衝突被害軽減制動制御装置を装備した一定の自動車で初回新規登録を受けるものであって当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り通常の取得価額から一

定の額を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を新たに設ける等の改正を行うこととしました。（附則第15項の10～附則第15項の12関係）

オ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、適用対象及び適用要件を見直すとともに、適用期限を3年間（営業用の乗用車の税率軽減措置については2年間）延長することとしました。（附則第16項～附則第16項の4の3関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

◇ 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な改正内容は、次のとおりです。

(1) 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正（第1条関係）

事業税、不動産取得税及び県固定資産税に係る不均一課税の特別措置の適用期限を令和7年3月31日まで延長するとともに、不動産取得税の税率の特別措置を令和6年3月31日まで延長するほか、所要の改正を行うこととしました。（第2条及び附則第2項関係）

(2) 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正（第2条関係）

県税の特別措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長することとしました。（第2条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第24号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（法人の事業税の申告納付の期間） 第41条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等（第37条第1項第1号に掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。）又は収入割等（同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第3号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。）についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区</p>	<p>（法人の事業税の申告納付の期間） 第41条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等（第37条第1項第1号に掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。）又は収入割等（同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人若しくは同項第4号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第3号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。）についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区</p>

分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法第72条の26第1項に規定する法人にあっては、当該法人の当該事業年度（当該法人が通算子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。）である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。第4号において同じ。）の事業年度）開始の日以後6月を経過した日から2月以内
- (3) 略
- (4) 法第72条の29第3項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該法人の当該事業年度（当該法人が通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。）である場合には、当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）
- (5) 法第72条の29第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該法人の当該事業年度終了の日から2月以内

2 略

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の課税の特例）

- 11 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中の租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、第25条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令で定める額を免除するものとする。

11の2・11の3 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

12 略

- 12の2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

- 13の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定す

分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法第72条の26第1項に規定する法人にあっては、当該法人の当該事業年度（当該法人が通算子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。）である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。）の事業年度）開始の日以後6月を経過した日から2月以内
- (3) 略
- (4) 法第72条の29第3項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該事業年度終了の日から1月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）

2 略

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る個人の県民税の課税の特例）

- 11 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中の租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、第25条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令で定める額を免除するものとする。

11の2・11の3 略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

12 略

- 12の2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

- 13の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。次項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定す

る譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得(附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第13項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間。附則第13項の4の2において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける附則第13項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

13の4・13の4の2 略

(自動車税の環境性能割の非課税)

15 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

る譲渡をいう。以下この項から附則第13項の4の2まで、附則第13項の8及び附則第27項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前項に規定する譲渡所得(附則第13項の5の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

13の3 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に附則第13項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間。附則第13項の4の2において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける附則第13項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

13の4・13の4の2 略

(自動車税の環境性能割の非課税)

15 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして規則で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

15の2 法第157条第1項第1号ロ(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)又は第2号ロ若しくは第3号ロ(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15項の6において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

15の2の2 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車(以下この項、次項、附則第16項第2号、附則第16項の2第6号、附則第16項の4の2第6号及び附則第16項の4の3第3号において「軽油自動車」という。)のうち、同条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準(附則第16項の2第6号、附則第16項の4の2第6号及び附則第16項の4の3第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。)又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準(附則第16項の2第6号、附則第16項の4の2第6号及び附則第16項の4

15の2 法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イに掲げる軽油自動車(法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。以下この項、附則第16項第2号、附則第16項の2第6号及び附則第16項の3第3号において同じ。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

15の5 略

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)
15の6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第15項の11まで及び附則第16項から附則第16項の4までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び附則第15項の8第1号において「基本方針」という。)に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び附則第15項の8第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。

15の7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円(乗車定員30人以上の附則第15項の7に規定

の3第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車(同条第1項第6号イ及びロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

15の2の3 法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条第1項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

15の5 略

15の6 自家用の乗用車に対する第65条第2号及び第3号の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第2号中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

15の7 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第60条第3項に規定する新規登録(次項から附則第16項の5までにおいて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から1,000万円を控除して得た額」とする。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び附則第15項の9第1号において「基本方針」という。)に令和7年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。
- (2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び附則第15項の9第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。

15の8 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から650万円(乗車定員30人以上の附則第15項の8に規定

する路線バス等のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。)にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第15項の7に規定する路線バス等にあっては200万円とする。)を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

15の8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

15の9 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び附則第15項の11において同じ。)が8トンを超えるトラック(施行規則で定める被けん引自動車を除く。次項及び附則第15項の11において同じ。)であって、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。))及び同条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び附則第15項の11において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(附則第15項の11において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額」とする。

する路線バス等のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので施行規則で定めるものに限る。)にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第15項の8に規定する路線バス等にあっては200万円とする。)を控除して得た額」とする。

(1)・(2) 略

15の9 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等(第3号において「高齢者、障害者等」という。)の移動上の利便性を特に向上させるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から100万円を控除して得た額」とする。

(1)～(3) 略

15の10 車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び附則第15項の12において同じ。)が8トンを超え20トン以下のトラック(施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第3号及び第4号において同じ。)であって、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。))、同条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。))、同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。))及び同条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項及び附則第15項の12において「側方衝突警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(附則第15項の12において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。))のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動

車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から525万円を控除して得た額」とする。

15の11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(次号において「バス等」という。)であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

15の10 車両総重量が8トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から175万円を控除して得た額」とする。

15の12 車両総重量が8トンを超えるトラック(施行規則で定める被けん引自動車を除く。)であって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から175万円を控除して得た額」とする。

15の11 乗用車(施行規則で定めるものに限る。)、バス(施行規則で定めるものに限る。)又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第64条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。)」とあるのは、「という。)」から175万円を控除して得た額」とする。

15の12 附則第15項の6から前項までの規定は、第68条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び附則第16項の5において同じ。)、天然ガス自動車(同条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び附則第16項の5において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(同条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の5において同じ。))並びに自家用の乗用車及びキャンピング車(三輪の小型自動車であるものを除く。附則第16項の4及び附則第16項の5において同じ。)、第73条の5第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(次項第4号及び附則第16項の3第1号において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(次項第5号及び附則第16項の3第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

15の13 附則第15項の7から前項までの規定は、第68条第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(自動車税の種別割の税率の特例)

16 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号、附則第16項の4の2第1号及び附則第16項の6において同じ。))、天然ガス自動車(同条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号、附則第16項の4の2第2号及び附則第16項の6において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(同条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。附則第16項の6において同じ。))並びに自家用の乗用車及びキャンピング車(三輪の小型自動車であるものを除く。附則第16項の4から附則第16項の6までにおいて同じ。))、第73条の5第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(次項第4号、附則第16項の3第1号、附則第16項の4の2第4号及び附則第16項の4の3第1号において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車(次項第5号、附則第16項の3第2号、附則第16項の4の2第5号及び附則第16項の4の3第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

16の2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第

1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車^アが令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(附則第16項の4の2第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合するもの又は同条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号及び附則第16項の4の2第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(i)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号、附則第16項の4の2第4号及び附則第16項の4の3第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(i)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号、附則第16項の4の2第4号及び附則第16項の4の3第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この項、次項、附則第16項の4の2及び附則第16項の4の3において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(i)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号、附則第16項の4の2第5号及び附則第16項の4の3第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(i)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号、附則第16項の4の2第5号及び附則第16項の4の3第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (6) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

第1項第1号	7,500円	2,000円
ア	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円

		1万5,700円	4,000円
		1万7,900円	4,500円
		2万500円	5,500円
		2万3,600円	6,000円
		2万7,200円	7,000円
		4万700円	1万500円
	第1項第1号イ	2万5,000円	6,500円
		3万500円	8,000円
		3万6,000円	9,000円
		4万3,500円	1万1,000円
		5万円	1万2,500円
		5万7,000円	1万4,500円
		6万5,500円	1万6,500円
		7万5,500円	1万9,000円
		8万7,000円	2万2,000円
		11万円	2万7,500円
	第1項第2号エ	6,500円	2,000円
		9,000円	2,500円
		1万2,000円	3,000円
		1万5,000円	4,000円
		1万8,500円	5,000円
		2万2,000円	5,500円
		2万5,500円	6,500円
		2万9,500円	7,500円
		4,700円	1,200円
	第1項第2号イ	8,000円	2,000円
		1万1,500円	3,000円
		1万6,000円	4,000円
		2万500円	5,500円
		2万5,500円	6,500円
		3万円	7,500円
		3万5,000円	9,000円
		4万500円	1万500円
		6,300円	1,600円
	第1項第2号ウ(7)	7,500円	2,000円
		1万5,100円	4,000円

第1項第2号 ウ(イ)	1万200円	3,000円
	2万600円	5,500円
第1項第3号 ア(ア)	1万2,000円	3,000円
	1万4,500円	4,000円
	1万7,500円	4,500円
	2万円	5,000円
	2万2,500円	6,000円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,000円	7,500円
	第1項第3号 ア(イ)	2万6,500円
3万2,000円		8,000円
3万8,000円		9,500円
4万4,000円		1万1,000円
5万500円		1万3,000円
5万7,000円		1万4,500円
6万4,000円		1万6,000円
第1項第3号 イ		3万3,000円
	4万1,000円	1万500円
	4万9,000円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万4,000円	1万8,500円
	8万3,000円	2万1,000円
	第1項第4号	4,500円
6,000円		1,500円
第1項第5号 ア(ア)	1万2,000円	3,000円
第1項第5号 ア(イ)	2万2,000円	5,500円
	9,500円	2,500円
第1項第5号 イ(ア)	1万6,000円	4,000円
第1項第5号 イ(イ)	2万円	5,000円
	2万4,400円	6,500円
	2万8,800円	7,500円
	3万4,800円	9,000円
	4万円	1万円
	4万5,600円	1万1,500円

	5万2,400円	1万3,500円
	6万400円	1万5,500円
	6万9,600円	1万7,500円
	8万8,000円	2万2,000円
第1項第5号 イ(エ)	2万9,500円	7,500円
	1万3,000円	3,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

16の3 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの
- (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

第1項第1号 ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円

	4万700円	2万500円
第1項第1号 イ	2万5,000円	1万2,500円
	3万500円	1万5,500円
	3万6,000円	1万8,000円
	4万3,500円	2万2,000円
	5万円	2万5,000円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万5,500円	3万3,000円
	7万5,500円	3万8,000円
	8万7,000円	4万3,500円
	11万円	5万5,000円
第1項第2号 ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	1万2,000円	6,000円
	1万5,000円	7,500円
	1万8,500円	9,500円
	2万2,000円	1万1,000円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,500円	1万5,000円
	4,700円	2,400円
第1項第2号 イ	8,000円	4,000円
	1万1,500円	6,000円
	1万6,000円	8,000円
	2万500円	1万500円
	2万5,500円	1万3,000円
	3万円	1万5,000円
	3万5,000円	1万7,500円
	4万500円	2万500円
	6,300円	3,200円
第1項第2号 ウ(7)	7,500円	4,000円
	1万5,100円	8,000円
第1項第2号 ウ(4)	1万200円	5,500円
	2万600円	1万500円
第1項第3号 ア(7)	1万2,000円	6,000円
	1万4,500円	7,500円
	1万7,500円	9,000円

	2万円	1万円
	2万2,500円	1万1,500円
	2万5,500円	1万3,000円
	2万9,000円	1万4,500円
第1項第3号 ア(イ)	2万6,500円	1万3,500円
	3万2,000円	1万6,000円
	3万8,000円	1万9,000円
	4万4,000円	2万2,000円
	5万500円	2万5,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万4,000円	3万2,000円
第1項第3号 イ	3万3,000円	1万6,500円
	4万1,000円	2万500円
	4万9,000円	2万4,500円
	5万7,000円	2万8,500円
	6万5,500円	3万3,000円
	7万4,000円	3万7,000円
	8万3,000円	4万1,500円
第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号 ア(ア)	1万2,000円	6,000円
第1項第5号 ア(カ)	2万2,000円	1万1,000円
	9,500円	5,000円
第1項第5号 イ(ア)	1万6,000円	8,000円
第1項第5号 イ(イ)	2万円	1万円
	2万4,400円	1万2,500円
	2万8,800円	1万4,500円
	3万4,800円	1万7,500円
	4万円	2万円
	4万5,600円	2万3,000円
	5万2,400円	2万6,500円
	6万400円	3万500円
	6万9,600円	3万5,000円
	8万8,000円	4万4,000円
第1項第5号 イ(エ)	2万9,500円	1万5,000円

	1万3,000円	6,500円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

16の4 附則第16項の2第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車又はキャンピング車に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車又はキャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

16の2 次に掲げる自動車に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車~~が~~令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 略
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 略
- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率

16の4の2 次に掲げる自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）に対する第73条の5第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 略
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの
- (3) 略
- (4) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

消費効率(以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)

- (5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(i)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(i)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (6) 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、法第149条第1項第6号イ(i)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は同条第1項第6号イ(ii)に規定する平成21年輕油軽中量車基準(次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

- (5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの
- (6) 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円
	1万7,900円	4,500円
	2万500円	5,500円
	2万3,600円	6,000円
	2万7,200円	7,000円
	4万700円	1万500円
第1項第1号イ	2万5,000円	6,500円
	3万500円	8,000円
	3万6,000円	9,000円
	4万3,500円	1万1,000円
	5万円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万5,500円	1万9,000円
	8万7,000円	2万2,000円
11万円	2万7,500円	
第1項第2号	6,500円	2,000円

ア	9,000円	2,500円
	1万2,000円	3,000円
	1万5,000円	4,000円
	1万8,500円	5,000円
	2万2,000円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号 イ	8,000円	2,000円
	1万1,500円	3,000円
	1万6,000円	4,000円
	2万500円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	3万円	7,500円
	3万5,000円	9,000円
	4万500円	1万500円
第1項第2号 ウ(7)	6,300円	1,600円
	7,500円	2,000円
第1項第2号 ウ(4)	1万5,100円	4,000円
	1万200円	3,000円
第1項第3号 ア(7)	2万600円	5,500円
	1万2,000円	3,000円
	1万4,500円	4,000円
	1万7,500円	4,500円
	2万円	5,000円
	2万2,500円	6,000円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,000円	7,500円
第1項第3号 ア(4)	2万6,500円	7,000円
	3万2,000円	8,000円
	3万8,000円	9,500円
	4万4,000円	1万1,000円
	5万500円	1万3,000円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万4,000円	1万6,000円
第1項第3号	3万3,000円	8,500円

イ	<u>4万1,000円</u>	<u>1万500円</u>
	<u>4万9,000円</u>	<u>1万2,500円</u>
	<u>5万7,000円</u>	<u>1万4,500円</u>
	<u>6万5,500円</u>	<u>1万6,500円</u>
	<u>7万4,000円</u>	<u>1万8,500円</u>
	<u>8万3,000円</u>	<u>2万1,000円</u>
	第1項第4号	<u>4,500円</u>
<u>6,000円</u>		<u>1,500円</u>
第1項第5号 ア(ア)	<u>1万2,000円</u>	<u>3,000円</u>
第1項第5号 ア(カ)	<u>2万2,000円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>9,500円</u>	<u>2,500円</u>
第1項第5号 イ(ア)	<u>1万6,000円</u>	<u>4,000円</u>
第1項第5号 イ(イ)	<u>2万円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>2万4,400円</u>	<u>6,500円</u>
	<u>2万8,800円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>3万4,800円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>4万円</u>	<u>1万円</u>
	<u>4万5,600円</u>	<u>1万1,500円</u>
	<u>5万2,400円</u>	<u>1万3,500円</u>
	<u>6万400円</u>	<u>1万5,500円</u>
	<u>6万9,600円</u>	<u>1万7,500円</u>
	<u>8万8,000円</u>	<u>2万2,000円</u>
第1項第5号 イ(エ)	<u>2万9,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>1万3,000円</u>	<u>3,500円</u>
第2項第1号	<u>3,700円</u>	<u>1,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>1,200円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
第2項第2号	<u>5,200円</u>	<u>1,300円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>1,600円</u>
	<u>8,000円</u>	<u>2,000円</u>

16の3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に

16の4の3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の5第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初

掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第16項の3の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)～(3) 略

(1)～(3) 略

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第4号ア	4,500円	2,500円

16の4～16の7 略

16の5～16の8 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

- この条例による改正後の和歌山県税条例（次項及び第4項において「新条例」という。）第41条第1項第4号及び第5号の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度のこの条例による改正前の和歌山県税条例第41条第1項第4号の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 新条例附則第15項から第15項の11までの規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 新条例附則第16項から第16項の3までの規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

和歌山県知事 岸本周平

和歌山県条例第25号

和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例及び和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

第1条 和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（昭和62年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の不均一課税) 第2条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和7年3月31日までの間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第2号又は第45条第3項の表の第2号の規定の適用を受ける法第17条に掲げる事業の用に供する施設又は設備（租税特別措置法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（和歌山県条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。 (1)・(2) 略</p> <p>第2条の2 略</p> <p>附 則 2 平成20年4月1日から令和6年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3」</p>	<p>(事業税の不均一課税) 第2条 半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画期間（以下「計画期間」という。）の初日から令和5年3月31日までの間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第2号又は第45条第3項の表の第2号の規定の適用を受ける法第17条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（和歌山県条例（昭和25年和歌山県条例第37号。以下「県税条例」という。）第37条の2又は第42条の2の5に規定する事業税の課税標準となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第39条又は第42条の2の7の規定にかかわらず、別表の左欄に掲げる年度の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる税率とする。 (1)・(2) 略</p> <p>第2条の2 略</p> <p>附 則 2 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「県税条例第42条の16」とあるのは「県税条例第42条の16及び同条例附則第10項の3」</p>

と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

と、「100分の0.4」とあるのは「この条の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき税率に10分の1を乗じて得た率」とする。

（和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第2条 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例（平成20年和歌山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（不動産取得税の特別措置） 第2条 促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和6年3月31日までに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p>	<p>（不動産取得税の特別措置） 第2条 促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和5年3月31日までに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者（以下「施設設置者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対しては、不動産取得税を課さない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の和歌山県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。